

令和 2 年 7 月 2 日

コード決済を行った際に作成される領収書等の印紙税における取扱いについて

経 済 産 業 省
商務サービスグループ
キャッシュレス推進室

1. 問題の所在

印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)は、第二条及び別表第一第 17 号の 1 において、「売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書」(以下「第 17 号の 1 文書」という。)は課税文書であると規定しており、「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券の引渡しを受けた者がその受領事実を証明するため作成しその引渡者に交付する証拠証書と解されている(印紙税法基本通達第 17 号文書関係1)。

したがって、現金で商品を購入した消費者に金銭の受領事実を証明するため交付する領収書やレシート(以下「領収書等」という。)は第 17 号の 1 文書に該当する。

一方で、クレジットカードを利用して商品を購入した消費者に交付する領収書等については、信用取引により商品を引き渡すものであり、その際の領収書等であっても金銭又は有価証券の受領事実がないことから、第 17 号の 1 文書に該当しないとされている(国税庁ホームページ質疑応答事例参照)。

コード決済は近時急速に普及しつつある新しい決済方法であり、QR コード又はバーコードを使用して決済を行うという点は共通するものの、その決済の方式としては大きく分けて①クレジットカードの使用等として後日支払う方式(後払い方式)、②あらかじめチャージを行った上で当該チャージ残高から支払う方式(前払い方式)、③銀行口座や資金移動用口座内の資金から即時に引き落とされることで支払う方式(即時払い方式)が存在する。

①の後払い方式については、上記のとおり、信用取引により商品を引き渡すもので、金銭又は有価証券の受領事実がなく、領収書等にその旨が明記されている場合には、金銭又は有価証券の受領事実を証明する目的で作成されるものとはいえないことから、その領収書等は第 17 号の 1 文書に該当しないとされているが、②の前払い方式と③の即時払い方式における領収書等については、金銭又は有価証券の受領事実を証明する目的で作成されるものといえるかどうか必ずしも明確ではない。

また、コード決済サービスの中には、これらの決済方式のうち複数を組み合わせて 1つのサービスとして提供しているものがある。こういったサービスでは、消費者は自

己の支払い方式を複数の選択肢の中から自由に選択できる。一方で、消費者がどの支払い方式を選択しても、決済の際に消費者又は加盟店側の端末に表示される画面はほぼ変わらず、支払いを受ける加盟店側では、当該消費者がどの方式で決済を行おうとしているかを容易に認識できないことが多く、その結果、複数の支払い方式を選択できるコード決済サービスにおいて、印紙税の納税義務者となる加盟店は、消費者が選択した支払い方式を容易に認識ができず、収入印紙の貼付の要否の判断が困難になるという課題もある。

本文書は、こういった問題の解決の前提として、コード決済サービスの前払い方式と即時払い方式について、その領収書等が課税文書の対象となるかどうかについて、法律構成ごとに検討したものである。前払い方式と即時払い方式においても、後払い方式と同様に、金銭又は有価証券の受領の事実がなく、商品を購入した消費者に交付する領収書等が金銭又は有価証券の受領事実を証明する目的で作成されるものではないと整理することが可能であるならば、前記課題は解決できることになる。

2. 留意事項

- 本文書は経済産業省キャッシュレス推進室の責任で作成を行った。なお、各法律構成の【考え方】に記載している第 17 号の1文書に該当するか否かについては、国税庁の協力を得て記載している。
- 本文書において第 17 号の1文書に該当するか否かを検討している領収書等とは、消費者が商品等を購入しコード決済を行った際に、加盟店が消費者に対して交付する領収書を指す。
- **本文書は、特定のコード決済サービスが本文書の内容を踏まえて加盟店規約¹や利用規約²を作成したからといって、当該コード決済サービスによる決済にかかる領収書等が課税文書に該当しない(又は該当する)ことを保証するものではない。**コード決済事業者が、本文書において第 17 号の 1 文書に該当しないと考えられる法律構成を採用する意図を有していたとしても、実際の利用規約や加盟店規約においてこれと矛盾する規定が含まれている場合、他の法律構成に近いと思われる規定が含まれている場合、当該法律構成を採用する上で必要と思われる規定が含まれていない場合等においては、別の法律構成であるとして第 17 号の 1 文書に該当することも考えられる。
- **本文書は、コード決済において取りうる法律構成を網羅的に検討したものではない。**本文書に記載されていない法律構成については、第 17 号の 1 文書に該当するか否かについては一切検討していない。

¹ 加盟店に適用される規約のこと。

² 消費者に適用される規約のこと。

- 本文書に記載される法律構成については、最もシンプルな事例を用いて検討しており、他の関連事業者がコード決済サービスの提供に参与している場合等の複雑な事例においては、本文書における検討結果がそのまま適用できない場合もあると考えられる。
- 本文書は第 17 号の 1 文書に該当するか否かについて検討したものであり、各法律構成の資金決済に関する法律やその他の法令上における位置づけ、各法律構成を採用することによりもたらされるその他の効果(たとえば、コード決済事業者の倒産時リスクを消費者と加盟店のどちらが引き受けるか)等については検討を行っていない。
- クレジットカードを利用した決済(後払い決済)は、信用取引により商品を引き渡すもので、金銭又は有価証券の受領事実がなく、その旨が明記されている領収書等は金銭又は有価証券の受領事実を証明する目的で作成されるものとは評価されないことから、第 17 号の 1 文書に該当しない旨が従前より国税庁から示されているため、本文書においては検討の対象としていない。
- 本文書は、「1. 問題の所在」記載のとおり、コード決済における印紙税の要否の判断の難しさを出発点として、コード決済を念頭に検討を加えたものであるが、コード決済以外の前払い方式や即時払い方式を採用する決済サービスにおいても参考になると思われる。
- 本文書作成時点において、第 17 号の 1 文書のうち、「記載された受取金額が五万円未満の受取書」については、非課税とされている(印紙税法別表第一第 17 号非課税物件 1)。もともと、本文書内の検討においては、第 17 号の 1 文書に該当すると考えられる場合であっても、5 万円未満の受取書であれば非課税である旨を逐一記載してはいない。
- コード決済においては、通常、コード決済事業者は加盟店から手数料等を徴収しているが、本文書においては、事例を単純化するため、手数料についての記載は省略してある。

3. 総論

交付される領収書等が第 17 号の 1 文書に該当するか否かの判断においては、領収書等の交付時において加盟店が金銭又は有価証券を受領した(引き渡しを受けた)と評価できるか否かが重要な判断要素となる。以下、各法律構成ごとに、この点について考え方を示す。

4. 前払式支払方式における領収書等

(1) 決済の流れ

前払式支払方式においては、消費者はあらかじめコード決済サービス内のウォレット等に金銭的価値をチャージ(前払式支払手段を購入)しておく。消費者が加盟店で商品等を購入した際に、コード決済サービスで決済を行うことにより、原則として当該時点で商品等代金相当額があらかじめチャージした金額から差し引かれる。加盟店は、後日、あらかじめ定められた締日及び振込日にしたがって商品等代金(又は商品等代金相当額)をコード決済事業者から受領する。

(2) 代理受領構成

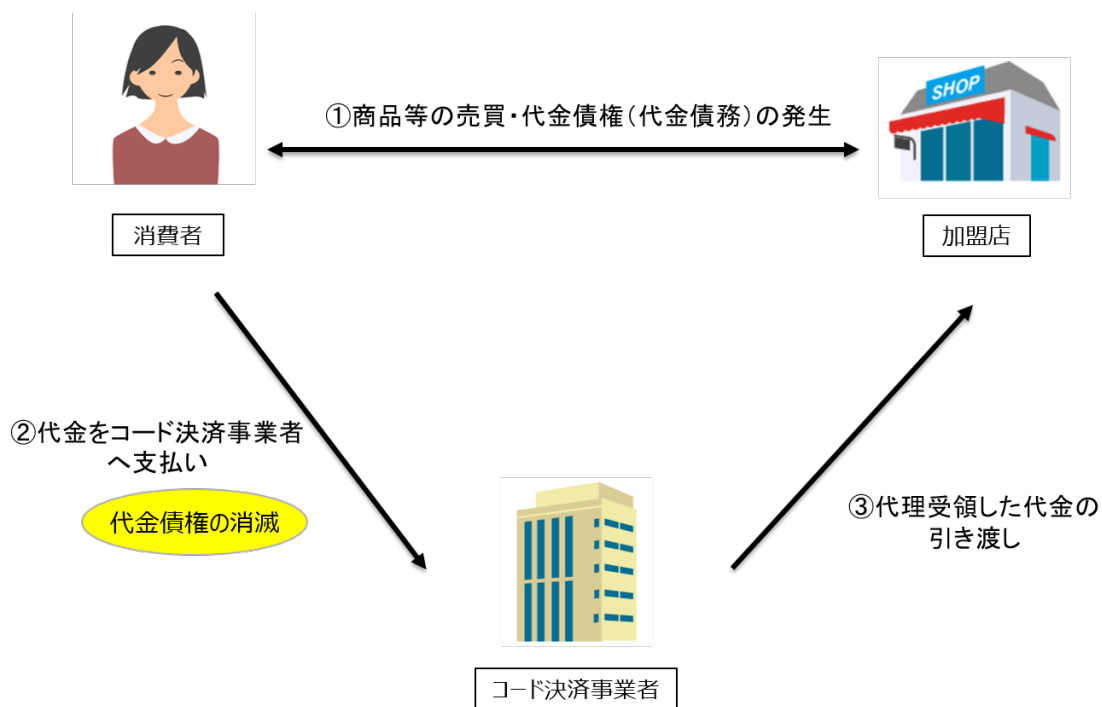
【仕組み】

<前提>

- 加盟店は、コード決済事業者に対し、加盟店規約に基づいて、消費者がコード決済サービスを利用して代金の支払いを行った場合に、当該代金を受領することを準委任する。
- 消費者は、利用規約に基づき、コード決済サービスの利用時には、加盟店に対してではなく、コード決済事業者に対して代金の支払いをすることに同意する。

<決済以降の流れ>

- ① 消費者が加盟店において商品等の購入を行う(代金債権の発生)。
- ② 消費者はコード決済事業者に対して前払式支払手段を用いて代金を支払い、コード決済事業者は加盟店の代理人としてこれを受領する。
- ③ コード決済事業者は、後日、受領した代金を加盟店に対して引き渡す。



【考え方】

代理受領構成では、コード決済事業者は、加盟店から準委任された業務について加盟店の代理人として消費者から代金の受領をしている。代理人の行為の効果は、委任者たる本人に帰属することから、コード決済事業者が加盟店の代理人として代金を受領した時点(消費者がコード決済事業者に対して支払いを行った時点)で、加盟店は代金を受領したことになる。

したがって、その際に交付された領収書等は第17号の1文書に該当すると考えられる。

(3) 立替払い構成

【仕組み】

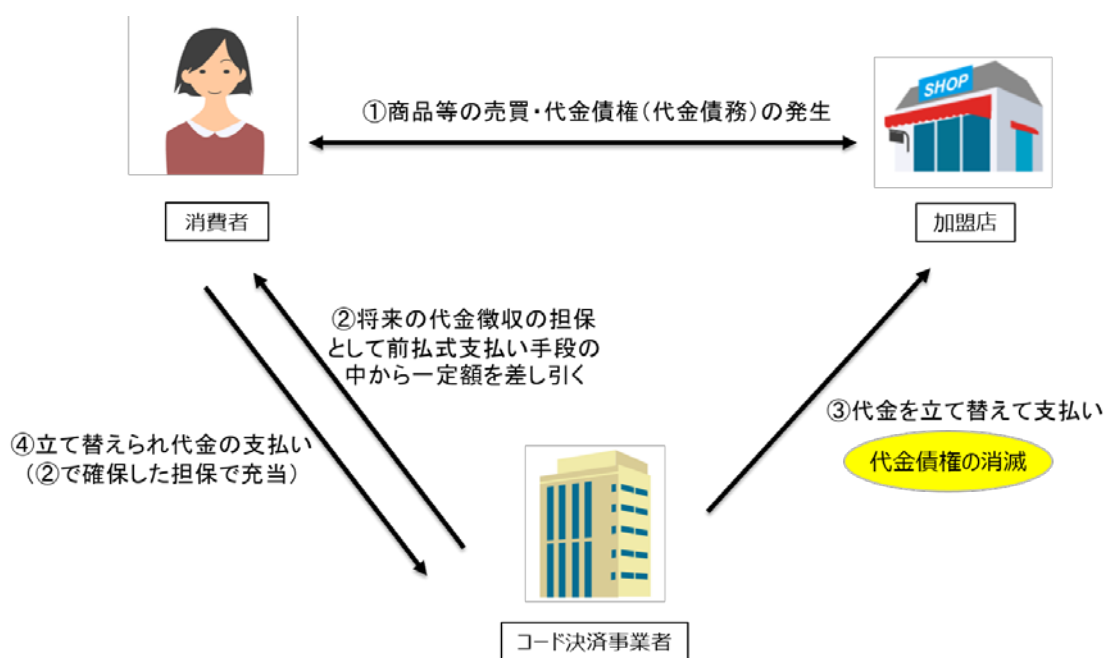
<前提>

- 加盟店は、コード決済事業者が加盟店に対して、コード決済を利用した決済によって生じた加盟店の代金債権につき、一定期間(月2回締め等)ごとに消費者に代わって立て替え払いを行うことに合意する。
- 消費者は、コード決済事業者が立て替えた代金相当額をコード決済事業者に対して支払うことに同意する。また、コード決済事業者が立て替え払いを行うに先だて、あらかじめ、担保として消費者が有する前払式支払手段から

立替代金相当額を差し引くこと、及び、コード決済事業者が立替払いを行った場合には当該担保を、自己がコード決済事業者に対して負う立替代金支払債務に充当することに同意する。

<決済以降の流れ>

- ① 消費者が加盟店において商品等の購入を行う(代金債権の発生)。
- ② コード決済事業者は、店頭での決済直後に、コード決済事業者が加盟店に対して行う予定の立替払いに関して、立替払い後に消費者から立替金額相当額(=商品等代金相当額)を回収することを担保するために、消費者が保有する前払式支払手段から商品等代金相当額を差し引く。
- ③ コード決済事業者は、合意に従った期日に、加盟店に対して立替払いを行う。この時点で、加盟店が有する代金債権は消滅する。
- ④ コード決済事業者は、合意に従って、②において担保としてコード決済事業者が確保した消費者の前払式支払手段を消費者がコード決済事業者を支払うべき立替金額相当額に充当する。



【考え方】

立替払い構成は信用取引であるクレジットカード決済やいわゆるブランドデビットカードにおいても採用されている構成である。立替払い構成では、立替払金をコード決済事業者から受け取るまでは、加盟店は商品等の代金に相当する対価を受領していないことから、領収書等の交付時には商品等の代金を受領

していないことになる。したがって、立替払い構成を採用するのであれば、その領収書等は第 17 号の 1 文書に該当しないと考えられる。なお、加盟店規約において、コード決済で決済が行われた場合に、加盟店に対して、消費者から直接商品等代金の徴収を禁じる旨を規定したとしても、加盟店が商品等の代金に相当する対価を受領する時期に影響を与えないため、かかる判断に影響しない。

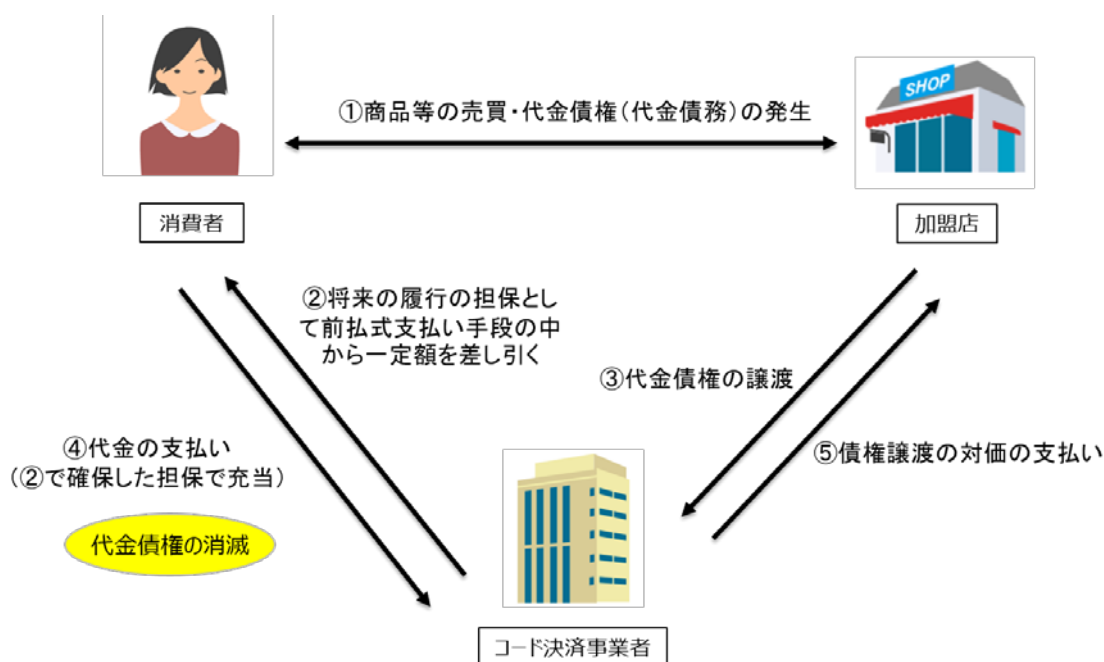
もっとも、立替払い構成を採用していたとしても、たとえば、加盟店規約や利用規約において、コード決済事業者が消費者の前払式支払手段から立替払金相当額を差し引いた時点で商品等の代金が加盟店に支払われたとみなす旨の合意がなされている場合等は、加盟店は当該差し引きが行われた時点(通常は店頭)で代金を受領していると評価できることから、その領収書等は第 17 号の 1 文書に該当すると考えられる。

(4) 債権譲渡構成

【仕組み】

<前提>

- 加盟店は、コード決済を利用した決済によって生じた加盟店の代金債権について、あらかじめ定めた期日にコード決済事業者に譲渡し、あらかじめ定めた期日にコード決済事業者からその対価(通常、代金債権額と同額)の支払いを受けることに合意する。
- 消費者は、コード決済事業者が債権譲渡を受けるのに先だつて、あらかじめ、将来コード決済事業者が加盟店から譲り受ける予定の代金債権(消費者から見れば代金債務)に対する担保として消費者が有する前払式支払手段から債権相当額を差し引くこと、及び、コード決済事業者が債権譲渡を受けた場合には、当該担保をコード決済事業者が譲り受けた代金債権(消費者から見れば代金債務)に充当することに同意する。



<決済以降の流れ>

- ① 消費者が加盟店において商品等の購入を行う(代金債権の発生)。
- ② コード決済事業者は、コード決済事業者が加盟店から譲り受ける予定の代金債権の履行を担保することを目的として、店頭での決済直後に消費者が保有する前払式支払手段から代金債権相当額を差し引く。
- ③ 加盟店が代金債権をコード決済事業者に譲渡する。
- ④ コード決済事業者は、②で確保した担保を譲り受けた代金債権(消費者から見れば代金債務)に充当することにより弁済を受ける。
- ⑤ コード決済事業者は、債権譲渡の対価として商品等の購入代金相当額を加盟店に対して支払う。

※④と⑤の順番は入れ替えることが可能である。

【考え方】

債権譲渡構成は信用取引であるクレジットカード決済やいわゆるブランドデビットカードにおいても採用されている構成である。債権譲渡構成では、代金債権の譲渡の対価をコード決済事業者から受け取るまでは、加盟店は商品等の代金に相当する対価を受領していないことから、領収書等の交付時には商品等の代金を受領していないこととなる。したがって、債権譲渡構成を採用するのであれば、その領収書等は第 17 号の 1 文書に該当しないと考えられる。なお、加盟店規約において、コード決済で決済が行われた場合に、加盟店に対して、消費者から直接商品等代金の徴収を禁じる旨を規定したとしても、加盟店が商品

等の代金に相当する対価を受領する時期に影響を与えないため、かかる判断に影響しない。

もつとも、債権譲渡構成を採用していたとしても、たとえば、加盟店規約や利用規約において、コード決済事業者が消費者の前払式支払手段から債権譲渡の対価相当額を差し引いた時点で商品等の代金が加盟店に支払われたとみなす旨の合意がなされている場合等は、加盟店は当該差し引きが行われた時点（通常は店頭）で代金を受領していると評価できることから、その領収書等は第 17 号の 1 文書に該当すると考えられる。

(5) 免責的債務引受構成

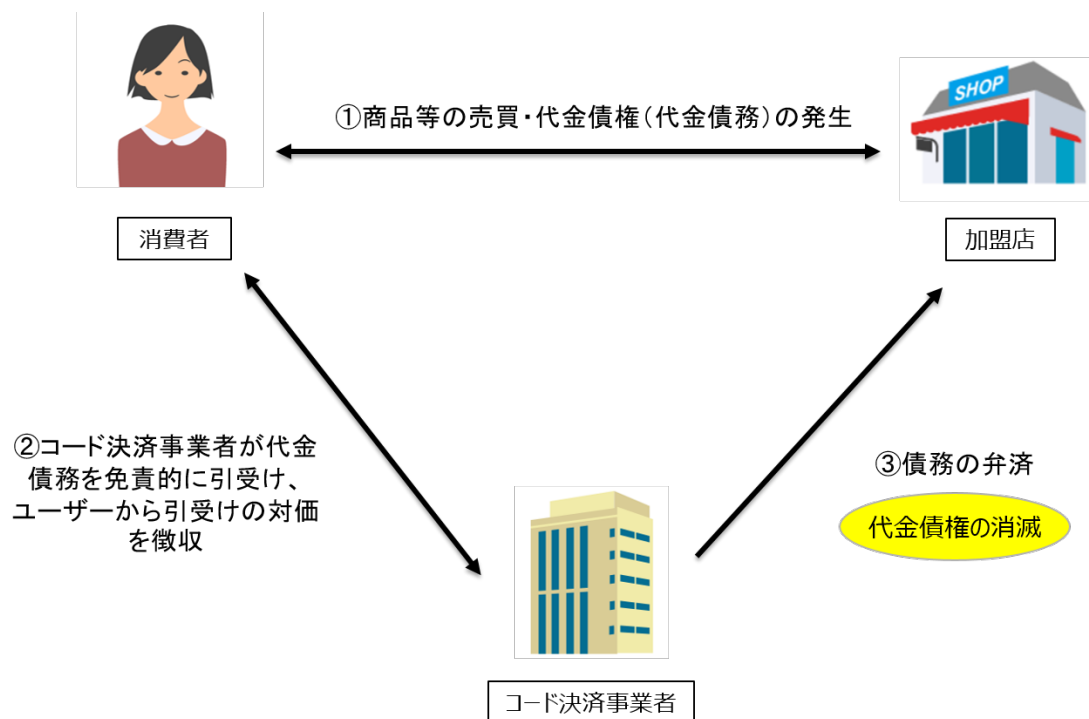
【仕組み】

<前提>

- 加盟店は、コード決済を利用した決済によって生じた消費者の代金債務について、コード決済事業者が免責的に引受け、あらかじめ定めた期日に当該債務を履行することに合意する。
- 消費者は、消費者がコード決済を利用したことによって生じる消費者の代金債務について、コード決済事業者が免責的債務を引受け、当該債務引受の対価として、債務額と同額を消費者の有する前払式支払手段でコード決済事業者に対して支払うことに同意する。

<決済以降の流れ>

- ① 消費者が加盟店において商品等の購入を行う(代金債権の発生)。
- ② コード決済事業者は消費者が加盟店に対して負う代金債務を免責的に引き受ける。その際、コード決済事業者は、かかる引受けに対する対価をユーザーが保有する前払式支払手段から徴収する。
- ③ コード決済事業者は、加盟店規約等に基づいて、あらかじめ加盟店と合意した期日に引き受けた債務の履行(加盟店に対する弁済)を行う。



【考え方】

免責的債務引受では、債務の同一性が保持されたまま旧債務者である消費者から新債務者であるコード決済事業者に債務が引き継がれ、旧債務者は債務の履行義務を免れる。つまり、免責的債務引受構成の場合、加盟店の代金債権は、新債務者であるコード決済事業者が履行を行うまで(加盟店に支払いをするまで)は存続する。したがって、加盟店は、コード決済事業者から債務の履行を受けるまでは、商品等の代金に相当する対価を受領していないことから、領収書等の交付時においては商品等の代金を受領していないこととなる。したがって、**免責的債務引受構成を採用するのであれば、その領収書等は第17号の1文書に該当しないと考えられる。**なお、加盟店規約において、コード決済で決済が行われた場合に、加盟店に対して、消費者から直接商品等代金の徴収を禁じる旨を規定したとしても、加盟店が商品等の代金に相当する対価を受領する時期に影響を与えないため、かかる判断に影響しない。

もっとも、コード決済事業者が免責的債務引受構成を採用していたとしても、たとえば、**利用規約や加盟店規約において、コード決済事業者が消費者の前払式支払手段から債務引受の対価を受領した時点で商品等の代金が加盟店に支払われたとみなす旨の合意がなされている場合等は、加盟店は、コード決済事業者が消費者から債務引受の対価を受領した時点(通常は店頭)で代金を受領していると評価できることから、その領収書等は第17号の1文書に該当すると考えられる。**

5. 即時払い方式における領収書等

(1) 決済の流れ

即時払い方式も、基本的な決済の流れは前払式支払方式と同様である。もっとも、即時払い方式では、消費者は前払式支払手段を有している訳ではなく、前払式支払方式において前払式支払手段から行われていた代金の徴収等は、消費者の有する銀行口座内の預貯金や資金移動口座内の送金資金から行われることになる。

(2) 代理受領構成・立替払い構成・債権譲渡構成・免責的債務引受構成

決済の過程で使用される消費者の金銭的価値が前払式支払手段であるか、銀行口座内の預貯金や資金移動口座内の送金資金かであるかの違いはあるにせよ、4. (2)乃至(5)で説明した各構成は、即時払い方式においても同様に考えることができる。詳細については、4. (2)乃至(5)の記載を参照されたい。

(3) 為替取引構成（資金移動業・銀行業）

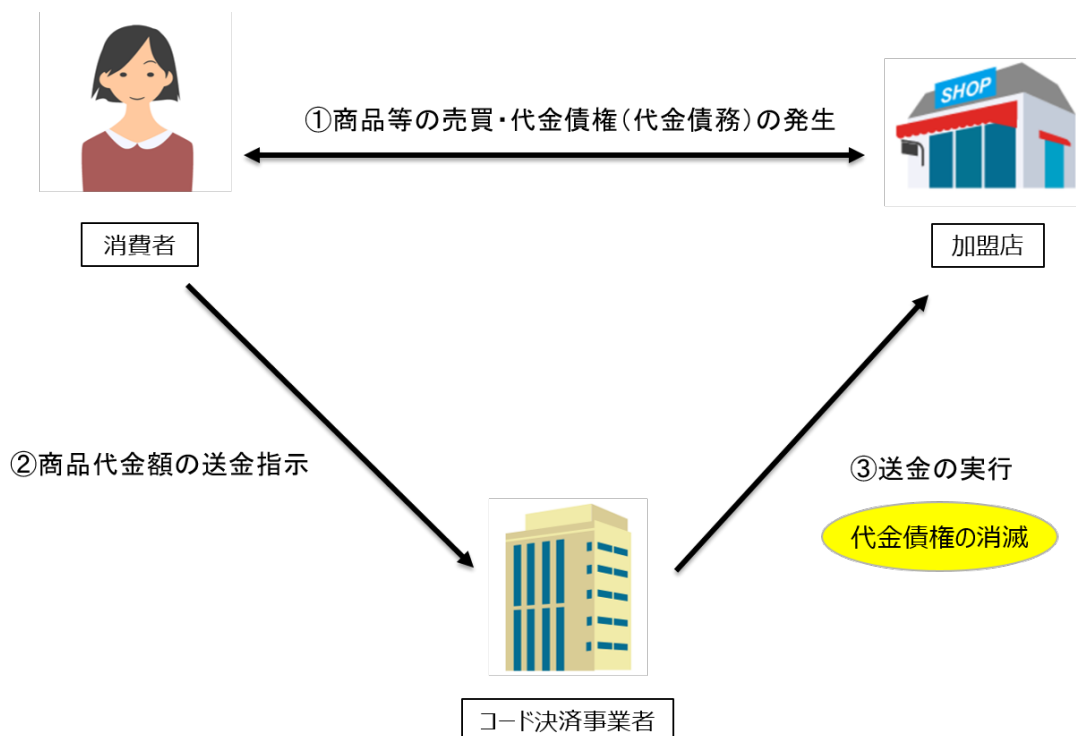
【仕組み】

<前提>

- 本構成は為替取引として行われるため、本構成をとるにあたっては、コード決済事業者は銀行業の免許の取得又は資金移動業の登録が必要となる。

<決済以降の流れ>

- ① 消費者が加盟店において商品等の購入を行う(代金債権の発生)。
- ② 消費者は、コード決済事業者に対して商品等代金の加盟店への送金(為替取引)を指示。
- ③ コード決済事業者は、送金資金の受領として、資金移動用口座又は銀行口座から商品等代金相当額を差し引く。
- ④ コード決済事業者は、消費者の送金指示に従って加盟店に対して送金実行。



【考え方】

為替取引構成では、加盟店は、コード決済事業者から消費者の送金資金を受領するまでは、商品等の代金に相当する対価を受領していないことから、領収書等の交付時においては商品等の代金を受領していないこととなる。したがって、**為替取引構成を採用するのであれば、その領収書等は第17号の1文書に該当しないと考えられる。**なお、加盟店規約において、コード決済で決済が行われた場合に、加盟店に対して、消費者から直接商品等代金の徴収を禁じる旨を規定したとしても、加盟店が商品等の代金に相当する対価を受領する時期に影響を与えないため、かかる判断に影響しない。

もともと、コード決済事業者が為替取引構成を採用していたとしても、**利用規約や加盟店規約において、消費者がコード決済事業者に対して送金指示を行った時点又はコード決済事業者が送金資金を消費者から受領した時点で商品等の代金が加盟店に支払われたとみなす旨の合意がなされている場合等は、加盟店は、その時点(通常は店頭)で代金を受領したと評価できることから、その領収書等は第17号の1文書に該当すると考えられる。**

さらに、**為替取引構成を採用している場合であっても、店頭等での決済後、直ちに加盟店の銀行口座等に入金されるような場合は、加盟店は店頭等での決済と同時に商品等の代金を受領していると評価できることから、その領収書等は第17号の1文書に該当すると考えられる。**具体的にどの程度の時間であれば「直

ちに加盟店の銀行口座等に入金する」と評価できるかは個別の判断によるものであり、一概に定義することはできない。

以上

【参考資料】

➤ 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)

(課税物件)

第二条 別表第一の課税物件の欄に掲げる文書には、この法律により、印紙税を課する。

別表第一 第17号

- 1 売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書
 - 2 金銭又は有価証券の受取書で1に掲げる受取書以外のもの
- ※「1 記載された受取金額が五万円未満の受取書」は非課税

➤ 印紙税法基本通達 別表 第1、第17号文書

(金銭又は有価証券の受取書の意義)

- 1 「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭又は有価証券の引渡しを受けた者が、その受領事実を証明するため作成し、その引渡者に交付する単なる証拠証書をいう。(平元間消3-15改正、平20課消3-74改正)

(受取書の範囲)

- 2 金銭又は有価証券の受取書は、金銭又は有価証券の受領事実を証明するすべてのものをいい、債権者が作成する債務の弁済事実を証明するものに限らないのであるから留意する。

➤ 質疑応答事例 印紙税(国税庁) 抄

<https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/19/37.htm>

・クレジット販売の場合の領収書

【照会要旨】

当社では、クレジットカードで買物をしたお客様に、クレジット利用伝票(お客様控)のほか、お客様の要望により、領収書を作成交付しています。この領収書には、印紙を貼付する必要があるのでしょうか。

【回答要旨】

第 17 号の 1 文書(売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書)は、金銭又は有価証券の受領事実を証明する目的で作成されるものです。ご質問のように、クレジット販売の場合には、信用取引により商品を引き渡すものであり、その際の領収書であっても金銭又は有価証券の受領事実がありませんから、表題が「領収書」となっているも、第 17 号の 1 文書には該当しません。したがって、この領収書には印紙を貼付する必要はありません。

なお、クレジットカード利用の場合であっても、その旨を「領収書」に記載しないと、第 17 号の 1 文書に該当することになります。